

診療報酬明細書等の審査及び支払に係る 事務の委託先の変更に関する情報公開

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）の一部施行により、平成 19 年 4 月から保険者は診療報酬明細書の審査及び支払に関する事務をいずれの審査支払機関に対しても委託できることとなりました。

また、厚生労働省は、審査及び支払に関する事務の委託先の変更に当たって、必要な事務を明らかにするため、保険局長通知（平成 22 年 12 月 28 日付）を発出しました。

この通知において、審査支払機関は保険者が審査支払事務の委託先を変更するに際して参考となるよう、審査及び支払に関する情報をホームページに公開することとされています。

これを受けて、本会の審査及び支払に関する情報を公開することとしました。

診療報酬請求書の審査支払に係る事務費手数料

兵庫県の令和 7 年度の事務費手数料は、

- (1) 国民健康保険分 診療報酬明細書 1 枚につき審査・支払分として
県内及び県外医療機関受診分 51.7 円
- (2) 後期高齢者医療制度分 診療報酬明細書 1 枚につき審査・支払分として
県内及び県外医療機関受診分 57.2 円
- (3) 被用者保険保険者分の単価については、ご相談のうえ、決めさせていただきます。